

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中4 町長の項を削り、5 教育委員会の項を4 教育委員会の項とし、6 町長の項を5 町長の項とする。

別表第2中4 町長の項を削り、5 町長の項を4 町長の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄